

大阪市告示第203号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第15項の規定により、指定寄附金等を受領する法人から主たる事務所の所在地変更の届出があったので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和7年2月20日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
公立大学法人大阪	変更前	大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7ー601号	令和7年 1月1日
	変更後	大阪市城東区森之宮一丁目6番85号 3階	

（財政局税務部課税課）